

## 平成20年 3 月 4 日 (火曜日)

### ○出席議員 (16名)

議 長	渡 辺	旺 君	8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君	9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君	12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君	13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君	14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君	15 番	米 田	満 君

### ○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	山 田	吉 弘 君
副 町 長	浅 田	裕 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	町民福祉部町民生活課参事 兼子育て支援センター所長	宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	夷 藤	涉 君	町民福祉部 健康推進課長	八 田	精 三 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君	町民福祉部 介護福祉課長	黒 田	邦 彦 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家	良 樹 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 丸	信 也 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田	孝 雄 君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中	徹 君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総 務 部 参 事 総 務 課 参 事	島 田	睦 郎 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北	雅 夫 君
総 務 部 長 税 務 課 長	向	貴 代 治 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	出 川	常 俊 君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本	稔 君	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東	耕 三 君

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君      事務局 書記 東 康 弘 君

## ○議事日程（第1号）

平成20年3月4日      午後2時00分開議

### 日程第1

会議録署名議員の指名について

### 日程第2

会期の決定について

### 日程第3

諸般の報告について

### 日程第4

議案第1号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第9号 平成20年度内灘町一般会計予算

議案第10号 平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算

議案第11号 平成20年度内灘町霊園事業特別会計予算

議案第12号 平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算

議案第13号 平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第14号 平成20年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 平成20年度内灘町老人保健特別会計予算

議案第16号 平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成20年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成20年度内灘町水道事業会計予算

議案第19号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について

議案第20号 内灘町後期高齢者医療に関する条例について

議案第21号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第23号 内灘町特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第24号 内灘町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例について

議案第25号 内灘町町民ホール条例の一部を改正する条例について

議案第26号 内灘町体育施設条例の一部を改正する条例について





繰出金や内部経費の徹底した歳出削減に努め、一方、重点施策については、選択と集中の考えのもと、限りある財源の優先的配分を行いました。その結果、平成19年度当初予算で財政調整基金からの繰入額5億4,000万円が平成20年度予算で2億2,000万円と、3億円以上の大幅な縮減を図ることができました。

町民の皆様には、下水道料金の引き上げや補助金の削減等ご負担をお願いすることになりましたが、前年度比大幅な財政効果を得ることができました。それでも、財政調整基金が底をつく状態であり、平成20年度末一般会計の全基金残高合計が約6億円にまで減少する見通しであります。

国の三位一体改革もほぼ終息をし、歳入については先行きの姿が見えるようになってはきましたが、扶助費や公債費などの義務的経費の負担がふえ、将来の財政運営の圧迫が危惧されるところであります。厳しい財政状況が続く中で財政規律を緩めず、「入るをはかりて出るをなす」の規範に立ち、さらなる行財政改革に取り組んでいかねばならないと考えています。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いするものでございます。

平成19年12月に作家の五木寛之先生をお招きし、第10回内灘砂丘フェスティバルが町文化会館で開催をされました。先生は、「日本人に活力が失われ元気がない。うつな気分が時代を覆っている」と話されていました。地方自治体も同様、地方経済の低迷や格差問題により、各自治体においても活力が失われつつあります。まず地方が元気にならねば、日本の元気にもつながらないものと思います。

本町では、平成19年3月に第四次内灘町総合計画を策定し、その将来像として「人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ」を掲げ、その将来像に向けて各種施策を講じているところであります。平成20年度は、この総合計画に沿い、「町民が

元気で誇りを持てる魅力ある内灘町の創造」を理念に、私は5つの重点施策を設定し、厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源を優先的に配分することとしました。

その1つは、健康、福祉の充実による「健康で幸せに暮らせるまちづくり」であります。2つ目には、子育て支援や義務教育の向上を目指した「子どもが輝く子育て、教育のまちづくり」であります。3つ目には、町民の生命・財産と生活を守る「安心・安全に暮らせるまちづくり」であります。4つには、都市基盤整備や定住促進、コミュニティの創出をはぐくむ「快適で賑わいあるまちづくり」であります。5つには、循環型社会の環境整備である「自然と環境を大切にしたまちづくり」であります。

以上の5つを重点施策とし、諸事業の推進を図ることといたしました。

その重点施策の具体的な内容について申し上げます。

まず1つの、健康、福祉の充実による「健康で幸せに暮らせるまちづくり」であります。

本年1月29日発行の『週刊エコノミスト』に、医療・安全・人口活力での住みやすいまちランキングの特集記事がありました。この中で、住みやすさの医療ランキングに内灘町が全国第4位となっております。これは金沢医科大学の存在が大きく寄与しているところでありますが、安心で質の高い医療体制が整っていることを示す一つの指標であり、まことに喜ばしく思います。

その反面、老人保健では、平成18年度の1人当たり療養費総額が100万円を超え、石川県下で最も高い順位となっております。また、介護保険では、要介護認定を受けている人数は平成18年度末600人を超え、平成13年度から200人が増加、1.5倍の伸びとなっております。

国は、高齢者の医療費を安定的に支えるため、平成20年度から現行の老人保健制度から、新たに後期高齢者医療制度の創設など医療制

度改革を行いました。これに伴い、40歳から74歳までの方に対する特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけになることから、国民健康保険者である内灘町が被保険者を対象に実施することになります。

これからの健康対策については、生活習慣病、メタボリックシンドロームを主眼とした特定健診・特定保健指導を強化し、健診機会の増加、受診率の向上を図るとともに、個々での健康管理を促進し、医療に頼る制度から予防対策に力を注いでいきます。町では、保健指導をこの国民健康保険の被保険者のみならず、他の保険者にも門戸を広げて実施するほか、健診の対象とならない20歳から39歳までの若い方の健診及び保健指導もあわせて行います。

昨年、麻疹が抗体力の低下による大学生を中心に大流行したところであり、麻疹、風疹の予防接種について法改正もあり、新たに中学1年生及び高校3年生を対象にした予防接種を行います。

次に、食育の推進であります。最近の食品偽装や輸入食材の農薬混入事件もあって食の安全に一層関心が高まる中、本町でも食育が健康づくりの重要な施策としてとらえ、全庁的な食育ワーキンググループを立ち上げ、平成21年度には食育推進計画を策定するものであります。食育の推進によって、食生活の改善が生活習慣病の予防、食文化の継承、食卓を囲んで家族の団らん、きずなが強まることを願うものであります。

次に、複雑多様化してくる法的な紛争に対処するため、法律の専門家による無料法律相談を開設し、町民生活の安寧を保持します。

障害福祉関係につきましては、平成19年度に策定している障害者計画に沿い、障害者の自立と共生を進めます。その一つとして、障害者によるチャレンジ喫茶のオープンを支援いたします。また、図書館や庁舎窓口に、障害者のために拡大読書機や音声変換パソコン

を配置いたします。

これら「健康で幸せに暮らせるまちづくり」施策の推進を図るマンパワーとして、保健師2名の増員を図ることといたしました。

2つ目は、子育て支援や義務教育の向上を目指した「子どもが輝く子育て、教育のまちづくり」であります。

少子化対策は火急の課題であり、子育て支援、義務教育施設の整備・充実は、私の施策の柱として最も意を注いでいるところであります。

厚生労働省人口動態統計による平成19年速報値では、出生人口が112万934人と前年を約1,300人下回り、少子化対策にも歯どめがかからない状況であります。本町でも出生数が減少しており、危機感を強めています。若いお父さん、お母さんが働きながら安心して子育てができるよう、引き続き子育て支援、保育環境の充実、教育環境の向上にかかわる施策に鋭意取り組みます。

子育て支援センターでは、育児の援助を受けたい方と援助ができる方の情報を結び、地域で育児を相互に助け合うファミリーサポートセンター事業を開設いたします。また、金沢医科大学病院や関係機関とも連携し、これまでの3歳児健診以後に、石川県では初めてとなる就学前の5歳児健診を導入いたします。発達相談、教育相談としての機能を踏まえた健診の実施により、保護者の育児不安の解消と乳幼児から学童までの一貫した支援体制を図るものであります。

保育事業では、町内3カ所の民間保育園及び町立向栗崎保育所にそれぞれに看護師を配置し、保育所の機能強化を図ります。また、医療機関とも連携をし、病児保育の年度内実施を進めます。

学童保育では、これまでの月単位の受け入れに加え、保護者ニーズに沿った1日単位の受け入れを実施します。

次に、義務教育施設の整備であります。

義務教育は、教育体系の基礎をなすものであり、市町村行政にとって最重要課題であると言っても過言ではありません。

内灘中学校改築工事については、昨年度に引き続き年度末完成を目指し、生徒たちが安心して学べる環境づくりに努めます。

西荒屋小学校では平成21年度の耐震工事に向けた耐震補強実施設計を、大根布小学校では入学生徒の増加を見据えた平成22年度からの教室不足に備え、増築工事実施設計を行います。また、内灘中学校につきましては、教育推進会議の提言を踏まえ、大規模校がゆえの課題を補うため、心の教育相談員の増員及びスクールカウンセラーの充実を図り、生徒の心の支援に配慮いたしました。

3つには、町民の生命・財産と生活を守る「安心・安全に暮らせるまちづくり」であります。

町民の安全、財産を守ることは、町の重要な責務であります。昨年の能登半島地震や中越沖地震を教訓に、内灘町民にも安心・安全対策について一層関心が高まっています。

地震対策として、昨年10月から緊急地震速報の一般利用が開始をされ、24時間監視体制をとっている消防本部にこの緊急地震速報受信装置を配備し、初期初動体制の対応を図ります。また、地震時の避難場所となる全小中学校に非常用発電機等防災備品を配備いたします。あわせて、民間事業者と災害時における生活物資の供給や防災活動の協力、支援体制を構築いたします。

消防関係では、この2月から2市2町消防通信指令事務の暫定共同運用がスタートし、消防指令の高機能化を図るとともに、救急救命士の養成、高規格救急自動車の購入等により、町民の命を守る消防救急救命体制の万全を期します。

次に、近年の集中的な大雨対策についてであります。大野川外水面での洪水ハザードマップを作成し、周辺住民の危険周知や災害情

報を提供します。また、大根布地区浸水対策につきましては、浸透・貯留施設整備及びハザードマップの作成等、総合的な雨水処理対策事業を行います。

4つには、都市基盤整備や定住促進、コミュニティの創出をはぐくむ「快適で賑わいあるまちづくり」であります。

昨年11月に、待望久しかった大型商業施設コンフォモール内灘がオープンをいたしました。この企業進出は、これまで町外に流出していた購買力を呼び戻し、雇用の促進、にぎわいの創出、安定税収の確保等が見込まれます。

一方、地元商業店では、商業活性化の促進策としてサンセットカードを導入し、ポイント加算による売り上げ増加を図っています。町では、このサンセットカードのさらなる活用策として、健康応援券でポイントを付与し、健診受診率の向上とともに地域商業活性化にもつなげたいと考えています。また、町報償金やイベント、ボランティア活動にも広げ、地域商業の元気を後支えしていきます。

次に、本町は、都市的生活環境の重要な基盤である公共下水道整備事業にいち早く取り組んだことから、住宅地での公共下水道普及率はほぼ100%に近い状態となっています。平成20年度、町総合公園施設周辺整備工事を行うことで、計画区域全域が下水道区域に組み込まれます。今後は公共下水道への水洗化の接続率を高め、経営の合理化に努めます。

また、町総合公園につきましては、平成18年度から5年計画で同公園の6.1ヘクタールの拡張・整備工事に取り組んでおり、引き続き町の基幹となる総合公園整備工事を進めていきます。これまで町なみ環境整備事業で計画してきた向栗崎地区市街地形成については、国のまちづくり交付金を得て事業の推進を図ります。

次に、本年2月から実証実験で運行しているコミュニティバスについては、2月中は運

賃が無料でもあり、多くの利用をいただいているところでもあります。車を運転しない人、できない人等に配慮した公共交通の整備は、高齢化社会を迎える中でそのニーズがますます高まっています。これから町民に広く愛されるコミュニティバスとして、公共交通活性化計画の検証を行い、改善を加えていく考えであります。

次に、北部地区土地地区画整理事業については、平成20年度中に事業が完了し、組合の解散、精算を行うこととなります。抜群の眺望と美しい町並みの白帆台地区での定住促進策が今後の町活性化のかぎの一つであり、効果的な対策を検討、実施します。また、北部地区活性化策として、能登有料道路内灘インターのフルインター化の促進に力を入れます。

5つには、循環型社会の環境整備である「自然と環境を大切にしまちづくり」であります。

本年7月には、「地球環境問題」をテーマに北海道洞爺湖サミットが開催されます。

近年、たび重なる集中豪雨の発生や台風の上陸、真夏日の連続記録の更新など、世界的に見ても異常気象が続いています。これらは地球温暖化が原因と考えられていますが、未来の子供たちや動植物のためにもこのかけがえのない地球、そしてこの環境を引き継ぐべき責務があり、国民全体さらに地球規模で取り組むべき重要な課題であります。

本町では、平成18年3月に内灘町環境基本計画を策定いたしており、人にも地球にも優しい内灘を実現するため、その各種施策を進めています。

その一つとして「内灘！環境チャレンジ」と銘打ち3つの事業を展開します。環境チャレンジ人づくりでは、教職員の環境教育研修やモデル校を指定し町立学校のエコスクール化を目指すとともに、地球温暖化防止、環境ボランティアの養成等、町民運動の核となる人づくりに力を入れます。環境チャレンジ社

会づくりでは、常設リサイクルステーションを設置し、資源の再利用、ごみ減量化の一層の推進を図り、循環型社会システムの構築を図ります。環境チャレンジ自然づくりでは、河北潟水質浄化活動の推進や内灘砂丘の再生等、町民活動への支援を行います。

以上、本年度の5つの重点施策についてその概要を申し述べましたが、今後の行政運営に係る広域行政の考え方を述べさせていただきます。

広域行政の推進では、金沢市とは行政連絡会を定期的開催をし、広い分野について協議を進めているところでもあります。平成19年度では合同震災訓練の実施、金沢市水の供給及び消防通信指令事務の共同運用等の災害時相互応援を行っており、新年度では、内灘砂丘畑の利活用として加賀野菜の栽培拡張の施設整備及び北陸新幹線開業に向けた取り組みについて協議を進めています。

河北郡市の枠組みでは、斎場事務、郡市会事務を河北広域事務組合への移譲を検討しております。

今後も隣接市町及び石川中央広域組織と連携ができる事業を積極的に展開し、多様化、広域化する住民ニーズに対応し、地方分権時代へ備えた行政経営を進めてまいります。

私は、タウンミーティングや町長談話室で多くの町民の皆さんとひざを交え、話し合う機会を得てまいりました。その中でさまざまな意見も多く賜りましたが、直面する財政危機をみずからのこととして痛みを覚悟しながらも再建を望む町民が実に多いことを実感いたしました。町民参加、情報公開、現場主義の姿勢をご理解いただき、町民の町政に対する意識が一步一步着実に成熟していることを誇りに思います。

敬愛すべきすべての町民の皆様、その代表者である議会の皆様とともに、私は「協働」の理念のもと、微力ではありますが実践躬行、全身全霊をかけて町政運営に当たる覚悟であ



ります。

以上、新年度に臨む施政方針と施策の大綱を申し上げましたが、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力を切望する次第でございます。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

**議案第1号** 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,219万6,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ83億2,340万1,000円とするほか、地方債の追加及び変更並びに繰越明許費をあわせてお願いするものであります。

補正の主な事業といたしましては、教育費関係では、内灘中学校の改築工事につきまして、国の安全・安心な学校づくり交付金事業では、耐震補強を促進するため補助基準単価の改定の増額内示を受け、国庫補助金の増額による財源組み替え措置のほか、各種事務事業の確定、完了見込みに伴う不用額の精算等であります。

また、未利用資産の売却による土地売り払い収入を公用・公共用施設整備基金費に積み立てするものであります。この結果、歳入で基金繰入金を財政調整基金及び義務教育施設整備基金合わせて2億1,643万円を減額いたします。

地方債の補正につきましては、災害復旧事業負担金に係る追加及び内灘中学校施設整備事業費の国庫補助金増額に伴う財源組み替えによる変更、その他事業費の確定に伴う変更をお願いするものであります。

繰越明許費につきましては、宮坂南線道路整備事業、総合公園整備事業及び内灘北部地区土地区画整理事業に係る追加であり、年度末までの限られた期間に工事等を完了させることが困難な事業等についてお願いするものであります。

**議案第2号** 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につつま

ては、借入額並びに利率の確定に伴う公債費の減額及び管理費用などの確定並びに完了見込みに伴い、不用額の減額等のほか、地方債の変更及び繰越明許費をお願いするものであります。

**議案第3号** 平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、施設使用料の増額及び財源組み替え措置等を講ずるものであります。

**議案第4号** 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公共施設用地整備工事の年度計画見直し等に伴う減額補正であります。

**議案第5号** 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の実績見込み等による減額及び財源組み替えによる地方債の変更措置を講ずるものであります。

**議案第6号** 平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、医療費の実績見込み等による増額及び財源組み替え措置を講ずるものであります。

**議案第7号** 平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、地域密着型介護サービス並びに施設介護サービス等の給付費の実績見込み等による減額及び財源組み替え措置を講ずるものであります。

**議案第8号** 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、水道料金の実績見込み等による減額及び給配水管布設工事の精算等に伴う所要の補正であります。

**議案第9号** 平成20年度内灘町一般会計予算から**議案第18号** 平成20年度内灘町水道事業会計予算までの10件の議案につきましては、平成20年度における一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る予算であります。

**議案第9号** 平成20年度内灘町一般会計予算につきましては、前年度当初比4.5%減の80億4,000万円の予算規模といたしました。

主な事業につきましては、さきの施策の大綱の中で申しあげましたが、その詳細につきましては、お手元の予算書及び予算説明書事項別明細書をご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議案第10号** 平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額を16億6,600万円といたしました。

大根布地区浸水対策及び総合公園周辺管渠築造工事費を計上いたしました。

**議案第11号** 平成20年度内灘町霊園事業特別会計予算につきましては、予算総額を5,750万円といたしました。

維持管理費及び第9期造成工事として、第4工区にA型墓所62区画及びB型墓所144区画の造成費等を計上いたしました。

**議案第12号** 平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、予算総額を4,950万円といたしました。

事業区域内の緑道整備工事費等を計上いたしました。

**議案第13号** 平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算につきましては、予算総額を3,190万円といたしました。

風力発電施設の維持管理費及び住宅用太陽光発電システム設置費補助金等を計上いたしました。

**議案第14号** 平成20年度内灘町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額を25億6,200万円といたしました。

療養給付費及び新たに老人保健制度にかわる後期高齢者支援金並びに保健事業として特定健康診査等事業費などを計上いたしました。

**議案第15号** 平成20年度内灘町老人保健特別会計予算につきましては、予算総額を2億8,200万円といたしました。

4月から新たな後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度が廃止になることから、3月末までの老人保健医療費に係る給付費等を計上いたしました。

**議案第16号** 平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額を1億8,900万円といたしました。

医療制度改革により75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が創設されたことから、新たに特別会計を設けるものがあります。後期高齢者医療制度では保険料徴収及び窓口業務を町が行うことから、その徴収費及び運営主体となる石川県後期高齢者医療広域連合への納付金等を計上いたしました。

**議案第17号** 平成20年度内灘町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を12億1,580万円といたしました。

高齢化による要介護認定者の増加等により、年々その予算規模が膨らんできている状況であり、今後3年間の介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を円滑に施行するため、介護保険事業計画策定業務費及び保険給付費等を計上いたしました。

**議案第18号** 平成20年度内灘町水道事業会計予算につきましては、収益的・資本的収支を合わせた予算総額を8億1,170万円といたしました。

自己水源確保のための鶴ヶ丘浄水場ろ過システム設計費及び緑台地内における石綿セメント管更新事業費等を計上いたしました。

以上、平成20年度予算に係る10議案の詳細につきましては、お手元の予算書をご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

まず、条例関係のご説明を申し上げます。

**議案第19号** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、内灘町における職員の派遣先及び処遇等を定めるためのものであります。

**議案第20号** 内灘町後期高齢者医療に関する

る条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、内灘町が行う後期高齢者医療の事務等を定めるためのものであります。

**議案第21号** 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴う所要の改正等であります。

**議案第22号** 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、特別徴収に係る規定を追加するためのものであります。

**議案第23号** 内灘町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療特別会計を新たに追加するためのものであります。

**議案第24号** 内灘町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例につきましては、視聴覚ライブラリーの運営実態に即し、同運営委員会を廃止するためのものであります。

**議案第25号** 内灘町町民ホール条例の一部を改正する条例につきましては、町民ホールの利用について、営利等の目的での使用を認め、その使用料を定めるためのものであります。

**議案第26号** 内灘町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町民プールを中学校施設と位置づけるため、同条例から削除するためのものであります。

**議案第27号** 内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の施行及び後期高齢者医療制度の創設に伴う所要の改正であります。

**議案第28号** 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、葬祭費の支給制限規定を追加するためのもの等であります。

**議案第29号** 内灘町介護保険条例の一部を

改正する条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令等の施行により、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで1年間延長するためのものであります。

**議案第30号** 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、新たに整備いたしました千鳥台第6公園及び白帆台第4公園を追加するためのものであります。

**議案第31号** 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員に係る会議等の費用弁償を廃止するためのものであります。

**議案第32号** 事務の相互委託及び事務の相互委託の変更につきましては、現在、金沢市、かほく市、白山市、川北町、野々市町及び津幡町と締結をいたしております広域的行政窓口サービス規約につきまして、さらに小松市、加賀市及び能美市へと拡大するもの等であります。

**議案第33号** 内灘町道路線の認定につきましては、西荒屋室53号線を新たに町道として認定するものであります。

**議案第34号** 内灘町道路線の変更につきましては、西荒屋室52号線を延伸し、終点を変更するものであります。

以上が今回提案しました議案につきましては、提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、私の説明を終わります。

ありがとうございました。

**○議長【渡辺旺君】** 提案理由の説明が終わりました。



## ○散 会

**○議長【渡辺旺君】** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明5日は休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。  
よって、明5日は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は6日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時48分散会